

## ⑦介護保険(かいご ほけん)について



問合(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ)：介護保険課(かいご ほけんか)

☎0495-25-1719

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)：市民福祉課(しみん ふくしか)

☎0495-72-1333

### 1 介護保険(かいごほけん)について

「介護(かいご)」は 高齢者(こうれいしゃ：としをとったひと)が 普段(ふだん)の生活(せいかつ)で 助(たす)けが いる 時(とき)に 世話(せわ)を することです。【たすけることです】

介護保険(かいご ほけん)は 高齢者(こうれいしゃ：としをとったひと)の 介護(かいご)を 家族(かぞく)だけでなく 社会全体(しゃかい ぜんたい)で 支(ささ)える【助(たす)ける】 制度(せいど)です。

介護(かいご)を 社会全体(しゃかい ぜんたい)で 支(ささ)える ことで 年(とし)をとっても 安心(あんしん)して 暮(く)らすことができます。

この保険(ほけん)は 40歳以上(40 さい いじょう)の 人(ひと)が 入(はい)り 保険料(ほけんりょう)を 出(だ)すのが きまりです。

### 2 要介護認定(ようかいごにんてい)について

65歳以上(65 さい いじょう)の 人(ひと)は 体(からだ)の 機能(きのう)が 下(さ)がります【体(からだ)を 動(うご)かす ことが 難(むずか)しく なります】。 毎日(まいにち)の生活(せいかつ)が 大変(たいへん)に なり 介護(かいご)が 必要(ひつよう)に なったときは 要介護認定(ようかいごにんてい)を 受(う)けて 介護(かいご)サービスを使(つか)うことができます。

40歳(さい)から 64歳(さい)までの 人(ひと)が 決(き)められた 16種類(しゅるい)の 病気(びょうき)に なった時(とき)は 要介護認定(ようかいごにんてい)を 受(う)けて 介護(かいご)サービスを使(つか)う ことができます。

### 3 外国人(がいこくじん)の介護保険(かいごほけん)について

本庄市(ほんじょうし)に 住民登録(じゅうみん とうろく)をしている 外国人(がいこくじん)で 在留期間(ざいりゅう きかん)が 3か月(さんかげつ)より 長(ながい) 人(ひと)は 介護保険(かいごほけん)に はいります。

在留期間(ざいりゅう きかん)が 3か月(さんかげつ)より 短(みじか)くても 入国(にゅうこく)の 目的(もくてき)や 入国(にゅうこく)した 後(あと)の 生活(せいかつ)の 様子(ようす)から 3か月(さんかげつ)より 長(なが)く 本庄市(ほんじょうし)に いることを 認(みと)める ことが できる人(ひと)は 入(はい)ら なければなりません。

介護保険課(かいご ほけんか)で 保険証(ほけんしょう)が 渡(わた)された 人(ひと)が 住所(じゅうしょ)や 氏名(しめい)が 変(か)わった 場合(ばあい)は 保険証(ほけんしょう)を 持(も)って 窓口(まどぐち)に 来(き)て ください。